



## 2019年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2018年11月2日

上場会社名 株式会社アイスタイル 上場取引所 東  
 コード番号 3660 URL http://www.istyle.co.jp/  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 吉松 徹郎  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役CF0 (氏名) 菅原 敬 (TEL) 03(5575)1260  
 四半期報告書提出予定日 2018年11月6日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満四捨五入)

## 1. 2019年6月期第1四半期の連結業績(2018年7月1日~2018年9月30日)

## (1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2019年6月期 第1四半期	7,722	16.4	304	△50.1	318	△49.7	183	△45.0
2018年6月期 第1四半期	6,634	74.9	610	90.4	632	123.9	332	84.9

(注) 包括利益 2019年6月期 第1四半期 377百万円( -%) 2018年6月期 第1四半期 0百万円(△99.8%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2019年6月期 第1四半期	2.84	2.61
2018年6月期 第1四半期	5.25	5.14

## (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2019年6月期 第1四半期	21,851	11,884	52.6
2018年6月期	21,911	12,008	53.0

(参考) 自己資本 2019年6月期 第1四半期 11,490百万円 2018年6月期 11,604百万円

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2018年6月期	—	0.00	—	0.50	0.50
2019年6月期	—	—	—	—	—
2019年6月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

## 3. 2019年6月期の連結業績予想(2018年7月1日~2019年6月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
通期	36,100	26.8	1,800	△15.3	1,735	△19.2	925	△21.8

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)  
 新規 一社 (社名) 除外 一社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)	2019年6月期1Q	67,017,600株	2018年6月期	66,927,600株
② 期末自己株式数	2019年6月期1Q	2,693,508株	2018年6月期	2,693,452株
③ 期中平均株式数 (四半期累計)	2019年6月期1Q	64,258,884株	2018年6月期1Q	63,194,551株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信[添付資料]4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(追加情報)	9
(セグメント情報等)	10
(重要な後発事象)	12

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

## (1) 経営成績に関する説明

当社グループは2016年8月3日発表の中期経営計画に基づき、当連結会計年度を投資拡大のフェーズと定め、来期の中期経営計画最終年度の収益化加速に向けて、人的・資金的リソースを積極的に投入することとしております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、収益の柱であるOn Platform事業において、新サービス「ブランドオフィシャル」へ戦略的に営業リソースを割いたため、既存の広告サービスをはじめとするOn Platform事業の売上が前年同期比で微増に留まったことなどにより減益となりました。

また、その他事業におきましては、前第1四半期連結会計期間において営業投資有価証券の売却を実施しておりますが、当第1四半期連結会計期間においては営業投資有価証券の売却は行っていないことから、前年同期比で大きく減益となっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

売上高	7,722百万円 (前年同期比 16.4%増)
営業利益	304百万円 (前年同期比 50.1%減)
経常利益	318百万円 (前年同期比 49.7%減)
税金等調整前四半期純利益	348百万円 (前年同期比 43.6%減)
親会社株主に帰属する四半期純利益	183百万円 (前年同期比 45.0%減)

## ①On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme (アットコスメ)」を基盤とした各種サービス (BtoB、BtoC) が属しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、広告に次ぐ収益の柱と位置付ける新サービス「ブランドオフィシャル」の営業に人的リソースを戦略的に配分いたしました。その結果、広告サービスをはじめとする既存サービスが前年同期比で微増に留まり、また、各種費用の増加もあり減益となりましたが、当初計画を上回って推移いたしました。

なお、「ブランドオフィシャル」は受注に至るまでは一定の期間を要することから、本格的な収益貢献は下期を見込んでおります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	1,828百万円 (前年同期比 3.8%増)
セグメント利益	531百万円 (前年同期比 15.8%減)

## ②Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping (アットコスメショッピング) の運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、引き続き「@cosme」でランキング上位の商品を中心に取扱いを強化し、幅広い品揃えを実現することにより売上が好調に推移いたしました。また、配送費や倉庫関連費用の値上げ等により、利益率が低下いたしました。

国内の店舗におきましては、2017年にM&Aにて取得したKcosme Beautéマリエとやま店を2018年9月21日に増床するとともに「@cosme store」へとリニューアルオープンいたしました。マリエとやま店は、増床およびリニューアル工事のため1か月弱閉店しておりましたが、各店舗が着実に成長し増収となりました。また、さらなるモチベーション向上や安定的な人材の確保を目的として、2018年7月より店舗スタッフの給与水準を改定いたしました。これにより人件費が増加しておりますが、各店舗の成長や新規出店により売上高の増加を計画しているため、通期では吸収できる水準であると考えております。

なお、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は25店舗 (前年同四半期末24店舗) となっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	3,361百万円 (前年同期比 22.2%増)
セグメント利益	138百万円 (前年同期比 10.5%増)

## ③Global事業

当セグメントには日本国外で展開するEC、店舗、メディア等のサービスが属しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、中国における越境ECが堅調に推移したほか、韓国の新羅免税店への卸売などが成長いたしました。

店舗におきましては、香港2号店となる屯門市廣場店を2018年9月1日にオープンし、海外の店舗数は台湾4店舗、香港2店舗となりました。なかでも、2018年6月8日にオープンした香港1号店のStar House旗艦店の売上が好調に推移しており、売上面で大きく貢献しております。なお、前第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した、海外企業3社に対するのれんの償却（第1四半期償却額：93百万円）を行っておりますが、償却費をこなしセグメント利益は黒字となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	2,236百万円	(前年同期比 34.6%増)
セグメント利益	46百万円	(前年同期 セグメント損失 8百万円)

## ④その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、人材派遣事業が着実に成長いたしました。また、投資育成事業におきましては、前第1四半期連結会計期間に営業投資有価証券の売却を実施しておりますが、当第1四半期は売却を行っていないため、減益となっております。なお、営業投資有価証券の売却は、当該資産の市場価値等を鑑みて行われるため、経常的に実施されるものではありません。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	297百万円	(前年同期比 35.9%減)
セグメント利益	36百万円	(前年同期比 86.2%減)

## (2) 財政状態に関する説明

## ① 資産の部

当第1四半期連結会計期間末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ60百万円減少し、21,851百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ385百万円減少し、12,668百万円となりました。これは主に、商品が621百万円増加したものの、現金及び預金が1,208百万円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ325百万円増加し、9,184百万円となりました。これは主に、無形固定資産のその他が372百万円増加したこと等によるものであります。

## ② 負債の部

当第1四半期連結会計期間末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ64百万円増加し、9,968百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,583百万円減少し、5,768百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が541百万円、支払手形及び買掛金が189百万円増加したものの、短期借入金が1,800百万円、未払法人税等が532百万円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,648百万円増加し、4,200百万円となりました。これは主に、長期借入金が1,617百万円増加したこと等によるものであります。

## ③ 純資産の部

当第1四半期連結会計期間末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ124百万円減少し、11,884百万円となりました。これは主に、利益剰余金が150百万円、為替換算調整勘定が143百万円増加したものの、資本剰余金が455百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当第1四半期連結会計期間における業績は、当初の計画を上回って推移しておりますが、2018年12月3日の12時より予定している24時間限定のECのスペシャルセール「@cosme Beauty Day」に、当初の想定を上回るプロモーション関連費用を投じる予定となっております。

現時点では、プロモーションに関連するコストはTVCMなども含め約5億円程度（当初計画：約2億円）を見込んでおります。

プロモーションは、「@cosme」のログインユーザー数の増加や、ECの利用促進を目的としております。アプリの活用も含め、ログインしてご利用いただくことで、ユーザーの皆さまへパーソナライズされたコンテンツを提供することが可能となります。それによって「@cosme」内でのユーザーのアクションが活性化され、利用頻度が高まることを想定しており、広告媒体としてだけでなく、「@cosme」のプラットフォームとしての価値向上を見込んでおります。

また、ECの利用を促進することで購買履歴の蓄積を強化してまいります。ユーザーIDで「@cosme」とECが連携しているため、「@cosme」上の動向からECの購買までを一気通貫して分析することが可能です。この分析サービスを「ブランドオフィシャル」の新機能として今期中にリリースする予定です。

2019年6月期通期の連結業績予想については、第1四半期実績の上振れ分や各事業の成長で概ねカバーしたいと考えておりますが、2018年8月3日の決算短信で公表した業績予想と大きく乖離すると見込まれた場合は、速やかにお知らせいたします。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,183	4,976
受取手形及び売掛金	2,707	2,769
商品	2,286	2,906
営業投資有価証券	999	1,530
その他	901	509
貸倒引当金	△12	△10
投資損失引当金	△12	△13
流動資産合計	13,053	12,668
固定資産		
有形固定資産	988	1,033
無形固定資産		
のれん	3,462	3,419
ソフトウェア	1,977	1,857
その他	190	563
無形固定資産合計	5,630	5,839
投資その他の資産		
投資有価証券	979	987
その他	1,262	1,324
投資その他の資産合計	2,240	2,312
固定資産合計	8,859	9,184
資産合計	21,911	21,851

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,617	1,805
短期借入金	1,800	—
1年内返済予定の長期借入金	1,312	1,853
未払法人税等	662	130
賞与引当金	236	155
その他	1,724	1,825
流動負債合計	7,351	5,768
固定負債		
長期借入金	2,505	4,122
その他	47	78
固定負債合計	2,552	4,200
負債合計	9,904	9,968
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,556	3,564
資本剰余金	3,513	3,057
利益剰余金	4,770	4,920
自己株式	△280	△280
株主資本合計	11,559	11,262
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	79
為替換算調整勘定	7	150
その他の包括利益累計額合計	44	229
新株予約権	74	76
非支配株主持分	330	318
純資産合計	12,008	11,884
負債純資産合計	21,911	21,851

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
売上高	6,634	7,722
売上原価	3,322	4,074
売上総利益	3,312	3,648
販売費及び一般管理費	2,702	3,344
営業利益	610	304
営業外収益		
受取利息	0	1
投資事業組合運用益	5	—
為替差益	13	16
持分法による投資利益	3	—
その他	4	6
営業外収益合計	26	22
営業外費用		
支払利息	3	5
投資事業組合運用損	—	2
持分法による投資損失	—	2
その他	0	0
営業外費用合計	4	8
経常利益	632	318
特別利益		
投資有価証券売却益	—	30
特別利益合計	—	30
特別損失		
減損損失	14	—
その他	2	—
特別損失合計	16	—
税金等調整前四半期純利益	616	348
法人税等	277	163
四半期純利益	340	185
非支配株主に帰属する四半期純利益	8	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	332	183

## 四半期連結包括利益計算書

## 第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
四半期純利益	340	185
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△308	41
為替換算調整勘定	41	151
持分法適用会社に対する持分相当額	△71	—
その他の包括利益合計	△339	193
四半期包括利益	0	377
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△9	367
非支配株主に係る四半期包括利益	9	11

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,760	2,749	1,661	464	6,634	—	6,634
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	3	9	2	16	△16	—
計	1,763	2,752	1,669	465	6,650	△16	6,634
セグメント利益又は損失 (△)	631	125	△8	258	1,006	△396	610

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△396百万円は、セグメント間取引消去2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△399百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「Beauty Service事業」セグメントにおいて、退店予定の1店舗について減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結会計期間においては14百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結会計期間においてMUA Inc.の株式取得を行い、新たに連結子会社としたことにより「Global事業」セグメントにおいてのれんが1,692百万円増加しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,828	3,361	2,236	297	7,722	—	7,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	42	19	2	67	△67	—
計	1,832	3,403	2,254	300	7,789	△67	7,722
セグメント利益	531	138	46	36	751	△447	304

(注) 1. セグメント利益の調整額△447百万円は、セグメント間取引消去2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△449百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

## (新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、2018年9月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第17回新株予約権を、当社の取締役に対し第18回新株予約権を発行することを決議し、2018年10月4日に発行しました。

発行したストックオプションの内容は以下のとおりであります。

## 第17回新株予約権(2018年9月18日取締役会決議)

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127円 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127円 資本組入額 64円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行

うことができるものとする。

### 3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年6月期及び2021年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - A) EBITDAが 4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
  - B) EBITDAが 5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
  - C) EBITDAが 5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに基づいて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記3に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 第18回新株予約権 (2018年9月18日取締役会決議)

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127円 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2023年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127円 資本組入額 64円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年6月期、2021年6月期、2022年6月期、及び2023年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
- B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
- C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。
  - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記3に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4に準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。